

授業科目名	行政書士	開講年次	全学年	単位数	4
サブタイトル	行政書士試験合格のための基礎を固めよう！	担当者	野村 康春		
講義概要	<p>【概要】行政書士試験に合格すれば、国家資格の法律専門職として活躍する途が開け、事務所を開業して独立することも夢ではありません。みなさんが法学部で学んだ法律知識を社会で活かす選択肢として、国家資格にチャレンジしましょう。本講座では、行政書士試験の受験対策として、各科目の基礎固めをしていきます。具体的には行政書士の業務紹介や試験制度の説明に始まり、各々の試験で出題されるすべての法律について、全体像と法令用語を中心に実務の具体例を交えて、わかりやすく講義してまいります。併せて過去問や受験対策の方法などを紹介し、法令科目の記述式試験や一般知識の出題についても概観してまいります。</p> <p>【到達目標】行政書士試験で出題される民法以外の全科目について、全体像及び法令用語・条文・判例・学説等の基礎的理解を修得し、基本書(テキスト)精読や過去問演習など、本格的な受験対策へ円滑に移行できるようにすることを到達目標とする。特に本講座を履修した学生が、各自過去問演習などに取り組むなどして本授業の復習を徹底することにより、11月中旬に実施される行政書士試験に合格できるように配慮して授業をおこなう。</p>				
履修条件	<p>行政書士試験の受験及び合格を強く希望する者。</p> <p>民法の受験対策については、別途「民法講座(行政書士・司法書士試験対策)」を受講すること。</p> <p>憲法、民法、商法・会社法、行政法の履修をしていることが望ましい。</p>				
教科書・参考書	<p>【授業で使用する教科書】</p> <p>「わかる! 行政書士 総合テキスト 2023 年度版」伊藤塾(編) 日本経済新聞出版社刊</p> <p>【問題集(自習用の推薦図書)】</p> <p>「わかる! 行政書士 総合問題集 2023 年度版」伊藤塾(編) 日本経済新聞出版社刊</p>				
授業内容	<p>第 01 回 開講ガイダンス(行政書士業務と試験制度の概要、受験対策について)、【行政法】行政法総論</p> <p>第 02 回 【行政法】行政手続法(全体構造～不利益処分)</p> <p>第 03 回 【行政法】行政手続法(行政指導～適用除外)</p> <p>第 04 回 【行政法】行政救済法の体系、行政不服審査法(総説～行政不服申立てをするための要件)</p> <p>第 05 回 【行政法】行政不服審査法(審理手続～教示制度)</p> <p>第 06 回 【行政法】行政事件訴訟法(総説～取消訴訟を提起するための要件)</p> <p>第 07 回 【行政法】行政事件訴訟法(審理手続～判決)</p> <p>第 08 回 【行政法】行政事件訴訟法(その他の行政事件訴訟～教示制度)</p> <p>第 09 回 【行政法】国家賠償法、損失補償制度</p> <p>第 10 回 【行政法】地方自治総論、住民の直接参政制度</p> <p>第 11 回 【行政法】地方公共団体の機関</p> <p>第 12 回 【行政法】地方公共団体の権能、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の関係</p> <p>第 13 回 【行政法】行政組織法等</p> <p>第 14 回 【行政法】行政作用法(総説～行政裁量)</p> <p>第 15 回 【行政法】行政作用法(行政上の強制措置～その他の行政作用)</p> <p>第 16 回 【憲法】憲法総論、人権総論</p> <p>第 17 回 【憲法】包括的基本権と法の下での平等、精神的自由権①</p> <p>第 18 回 【憲法】精神的自由権②(表現の自由、経済的自由権)</p> <p>第 19 回 【憲法】人身の自由、受益権・社会権・参政権</p> <p>第 20 回 【憲法】国会</p> <p>第 21 回 【憲法】内閣、裁判所(司法権まで)</p> <p>第 22 回 【憲法】裁判所の組織と権能、天皇、財政、地方自治、憲法改正</p> <p>第 23 回 【商法・会社法】商法総則・商行為、会社法総論</p> <p>第 24 回 【商法・会社法】持分会社、株式会社総論</p> <p>第 25 回 【商法・会社法】株式</p> <p>第 26 回 【商法・会社法】機関</p> <p>第 27 回 【商法・会社法】設立</p> <p>第 28 回 【商法・会社法】資金調達、組織再編、計算その他</p> <p>第 29 回 【一般知識】政治、経済</p> <p>第 30 回 【一般知識】社会、情報通信・個人情報保護</p>				
単位の認定基準	講座を受講のうえ、試験に合格すること。				
その他	<p>毎回、全体像及び法令用語・条文・判例・学説等を説明した後に、該当範囲の過去問を紹介し、具体的に「どのような問題を解けるようにするために」「どのような学習をすればよいのか」を明らかにします。これにより、みなさんが講義終了時には常にゴール(=合格)を意識した学習方法を習得し、本格的な受験対策へとスムーズに移行できるようになります。難関資格とされる行政書士試験ですが、今年の 11 月の受験に向けてみなさんがモチベーションを高めていけるような講義してまいります。</p>				